

(仮称) 上ノ国第二風力発電事業  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と当社の見解

平成29年5月

電源開発株式会社

## 目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	2
(1) 開催日時.....	2
(2) 開催場所.....	2
(3) 来場者数.....	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間 .....	2
(2) 意見書の提出方法 .....	2
(3) 意見書の提出状況 .....	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成29年3月7日（火）

#### (2) 公告の方法

平成29年3月7日（火）付の日刊新聞紙「北海道新聞（朝刊）」及び平成29年3月付の広報誌「広報 かみのくに(2017年3月号)」に「お知らせ文」を掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページに平成29年3月7日（火）より掲載（別紙2参照）

[http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind\\_kaminokuni2.html](http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_kaminokuni2.html)

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に以下に示す2箇所にて縦覧を実施した。また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・上ノ国町役場 1Fロビー（北海道檜山郡 上ノ国町字大留100）
- ・檜山振興局 保健環境部環境生活課（北海道檜山郡 江差町字陣屋町336-3）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：平成29年3月7日（火）から平成29年4月6日（木）まで  
（土日、祝日を除く）
- ・縦覧時間：午前9時から午後5時まで  
（開庁時間に準ずる。なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。）

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は0件であった。

なお、電子縦覧のアクセス数は339回であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 開催日時

平成 29 年 3 月 23 日 (木) 18 時 30 分～20 時

### (2) 開催場所

上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら

### (3) 来場者数

11 名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成 29 年 3 月 7 日 (火) から平成 29 年 4 月 20 日 (木) まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた (別紙 3 参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通であった。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は2件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表ページに意見書の送付先が明記されていない。不親切である。</li> <li>わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けられないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないだろう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表ページに掲載したお知らせにおいて、意見書の送付先をご案内しました。また、トップページにお問い合わせ先をお示ししています。</li> <li>Eメールや専用フォームについては、情報セキュリティ上の観点から採用しておりませんが、地域の住民の方の便を考慮し、縦覧会場や住民説明会の会場においても意見書の受け付けを行いました。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており、重点化されている。国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</li> <li>ヘテロダイン方式を用いたコウモリ類の音声調査では定量的なデータは得られず、今後の予測評価に資するデータは収集できない。複数台用いても全く意味がない。風力発電アセスメントの場合の使用機器はフルスペクトラム方式を使用するのがすでに一般的である。</li> <li>調査が「4から10月の各月1回」と記載されているが、この程度の調査ではコウモリ類の空間利用を把握することはできない。高所音声調査を4から10月に連続して行うこと。調査範囲の気象観測塔及び上ノ国ウインドファーム南端のナセルに1台取り付け調査を行うこと。</li> <li>林道上を走行するならば任意踏査と同じことである。車が移動した後にコウモリが飛べばそこにコウモリがいないことになってしまう。またバットディテクターの探知距離は短いので林道から離れた風力発電機設置位置は「コウモリが不在」になるのではないか。</li> <li>コウモリの出現は日没後に多いが、林道の終点付近は調査時間が遅くなるのでコウモリの出現も減るのではないか？</li> <li>なぜ林道上を走行する任意踏査で、「20～30kHz コウモリの濃淡を把握」し「相対的な衝突リスクを定量的に把握」することができるのか、理由がわからない。</li> <li>本事業は風力発電事業である。なぜ風速とコウモリの出現頻度を比較しないのか。</li> <li>ヘテロダインを推奨する理由を書いていないのでわかりませんが、調査で使用する際に、特別なメリットがないのなら、なぜわざわざヘテロダイン方式のバットディテクターを選んで使用するのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり、国内においても、他の風力発電事業においてコウモリ類の衝突事故が知られており、事業によるコウモリ類への影響について、調査、予測及び評価の対象とすることとしています。</li> <li>日本国内における風力発電事業のコウモリ類に対する影響の調査・予測及び評価の手法は確立されておらず、各事業者様により地域の特性を踏まえた多様な対応がなされているものと認識しております。このため、本事業におけるコウモリ類の調査・予測及び評価手法やその実施頻度の検討にあたっては、コウモリ類を専門とする専門家にご助言を仰ぎ、それに基づいて策定しました。</li> </ul>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの高い種について重点的に調査を行うことは当然必要である。しかし、だからと言って、高リスク種以外の調査をしなくてもよい理由にはならない。</li> <li>・「風力発電機との接触の可能性が高い種」の調査を行うとあるが、そもそも調査結果から影響リスクの程度を予測するのがアセスメントではないのか。</li> <li>・風力発電アセスメントのコウモリ類調査において、高高度の自動録音調査をすることは必須である。</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上ノ国ウインドファームにおけるコウモリ類の死骸調査は、コウモリの移動時期を考慮して秋に重点を置くこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類及びコウモリ類の死骸調査は、方法書に記載のとおり、渡りの時期に重点を置き、春及び秋に各3回の調査を実施する計画としています。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P227に「ヘテロダイン方式のバットディテクターによる調査結果及び既存資料調査結果から、対象事業実施区域内の相対的な飛期頻度を面的に把握し、事業計画との重ね合わせにより、事業による哺乳類（コウモリ類）の重要な種の風力発電機の相対的な衝突リスクを定量的に把握することにより行う。」とあるが、P223をみると「対象事業区域及びその周囲約250mの範囲のうち夜間に走行可能な林道上において実施することとする。」とある。つまり林道を走行するだけで、この調査は「面的」ではなく「線的な任意踏査」ということだ。P227は「飛期頻度を線的に任意把握」ではないのか？任意踏査であるならば「相対的な衝突リスク」を「定量的に把握する」ことはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査はルート上を線的に行いますが、その結果を面的に展開し予測評価を実施することを予定しています。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルが発する熱にも誘引される。</li> <li>・コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけ上げ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか。</li> <li>・現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。</li> <li>・既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること」を「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施すべきではないのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内における風力発電事業のコウモリ類に対する環境保全措置について、多様なご意見があることは認識しております。このため、本事業におけるコウモリ類の環境保全措置の検討にあたっては、現地調査結果をもとに、コウモリ類を専門とする専門家にご助言を仰ぎ、策定することを計画しています。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング日時が記載していないが、本当にヒアリングを行ったのか。</li> <li>・専門家選定方法が疑問。NPO 法人代表が何者か知らないが、怪しい団体の意見など信用できるのか？国立大のコウモリ類の博士に意見を聞くべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家は、過去の研究実績等を踏まえて選定し、ヒアリングを実施しております。</li> </ul>

北海道新聞（平成 29 年 3 月 7 日 朝刊 29 面）

**（仮称）上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づく「（仮称）上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について、お知らせします。

◆事業者の名称  
電源開発株式会社 取締役社長 渡部 肇史  
（〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目十五番一号）

◆事業の名称  
（仮称）上ノ国第二風力発電事業

◆対象事業の概要  
本事業は、北海道檜山郡上ノ国町内において計画する風力発電事業で、発電所の出力は最大で十八万キロワット程度を計画しています。

◆方法書の縦覧

①縦覧場所  
上ノ国町役場 1F ロビー  
（〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100）  
北海道檜山振興局保健環境部環境生活課  
（〒043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3）

②縦覧期間  
平成29年3月7日（火）～平成29年4月6日（木）9時～17時まで（土日・祝日を除く）

③電子縦覧  
http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind\_kaminokuni2.html

◆説明会の開催

①開催場所  
上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら  
（〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100）

②開催日時  
平成29年3月23日（木）18時30分～20時

◆意見書の提出  
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

①提出方法  
氏名、住所、方法書の名称、ご意見を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見箱へ投函下さい。

②提出期限  
平成29年4月20日（木）※当日消印有効

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先  
電源開発株式会社（担当：佐藤・赤羽）  
住所：〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目十五番一号（☎03-3546-9600 9時から17時まで（土日・祝日を除く））

◆意見書提出先・お問合せ先  
電源開発株式会社（〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目十五番一号） 電話番号〇三三五四六九六〇〇  
※午前九時から午後五時まで（土日・祝日を除く）（担当：佐藤・赤羽）

広報かみのくに（2017年3月号 15面）

**（仮称）上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について**

環境影響評価法に基づく「（仮称）上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会の開催について、お知らせします。

【事業詳細】

◆事業者名  
電源開発株式会社 取締役社長 渡部 肇史（〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号）

◆事業名称  
（仮称）上ノ国第二風力発電事業

◆事業概要  
本事業は、北海道檜山郡上ノ国町内において計画する風力発電事業で、発電所の出力は最大で18万キロワット程度を計画しています。

◆縦覧場所  
① 上ノ国町役場 1F ロビー（〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100）  
② 北海道檜山振興局保健環境部環境生活課（〒043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3）

◆縦覧期間  
平成29年3月7日（火）～平成29年4月6日（木）9時～17時まで（土日・祝日を除く）  
※電子縦覧：http://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind\_kaminokuni2.html

◆説明会の開催  
①開催場所  
上ノ国町総合福祉センター ジョイ・じょぐら（〒049-0698 北海道檜山郡上ノ国町字大留100）  
②開催日時  
平成29年3月23日（木）18時30分～20時

【意見書の提出】  
環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見を、書面（日本語）により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

①提出方法  
氏名、住所、方法書の名称、ご意見を記載し、下記まで郵送又は縦覧場所に設置の意見箱へ投函下さい。

②提出期限  
平成29年4月20日（木）※当日消印有効

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先  
電源開発株式会社（担当：佐藤・赤羽）  
住所：〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目十五番一号（☎03-3546-9600 9時から17時まで（土日・祝日を除く））

ホームページにおけるお知らせ

The screenshot shows the J-POWER website's 'Company Information' page. The header includes the J-POWER logo and navigation links for English, Site Map, and Contact. The main navigation bar lists: トップページ (Top Page), ニュースリリース (News Release), 企業情報 (Company Information), 株主・投資家の皆様 (Investor Relations), and 事業・サービス (Business & Service). The page title is '企業情報 Company Information'. A breadcrumb trail reads: TOP > 企業情報 > 環境・社会への取り組み > 環境配慮 > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続 > (仮称)上ノ国第二風力発電事業. The main heading is '(仮称) 上ノ国第二風力発電事業'. Below it, a sub-heading reads '(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書 (以下、「方法書」)'. A text block explains that the method book and its summary (hereafter 'summary') are based on Article 7 of the Environmental Impact Assessment Act. The method book and summary are available for viewing until April 6, 2017. A list of links follows, including: '「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び閲覧について (PDF: 106KB)', '表紙・目次 (PDF: 314KB)', '第1章 第一号事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 279KB)', '第2章 対象事業の目的及び内容 (PDF: 977KB)', '第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (PDF: 6.5MB)', '第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (PDF: 2.3MB)', '第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (PDF: 444KB)', '第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (PDF: 2.8MB)', '第7章 その他環境省令で定める事項 (PDF: 2.1MB)', '第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (PDF: 128KB)', '資料編 (PDF: 2.3MB)', '(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書 要約書 (PDF: 10.1MB)', and '意見書様式 (PDF: 90KB)'. A second sub-heading reads '(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 計画段階環境配慮書 (以下、「配慮書」)'. A text block states that the draft and summary of the draft are closed as of November 3, 2016. A section titled 'お問い合わせ先' (Contact Information) provides the address: 電源開発株式会社 環境エネルギー事業部 風力事業室, and the phone number: TEL: 03-3546-9600 (平日9時～17時).



平成 29 年 3 月 7 日  
電源開発株式会社

「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について

当社は、本日平成 29 年 3 月 7 日付で、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)及び要約書を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、上ノ国町長へ送付しました。

また、環境影響評価法に基づき、本日 3 月 7 日より自治体庁舎等において、方法書の縦覧を行います。

1. 方法書の縦覧

- (1) 縦覧場所：北海道檜山振興局 保健環境部 環境生活課  
上ノ国町役場 1Fロビー
- (2) 縦覧期間：平成 29 年 3 月 7 日(火)～平成 29 年 4 月 6 日(木)  
(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)
- (3) 縦覧時間：9時から17時まで  
※当社ホームページにて、方法書及び要約版を平成 29 年 3 月 7 日～平成 29 年 4 月 6 日まで閲覧することができます。

2. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、以下内容により事業者宛に書面にてご提出ください。

- (1) 意見書の記載事項
  - ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - ・意見書の提出の対象である方法書の名称
  - ・方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)
- (2) 意見書の提出方法
  - ① 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(平成 29 年 4 月 20 日まで)
  - ② 事業者宛に郵送(平成 29 年 4 月 20 日 当日消印有効)  
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号  
電源開発株式会社 環境エネルギー事業部風力事業推進室 宛

<お問い合わせ先>

電源開発株式会社 環境エネルギー事業部  
風力事業推進室 TEL: 03-3546-9600 (平日 9 時～17 時)

## ご意見記入用紙

「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、ご投函ください。

平成 29 年 月 日

ご住所	〒      -
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）


- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

縦覧状況

上ノ国町役場



檜山振興局

